

## 所得税 平成 28 年版(H28.10)の予定

InterKX 所得税／所得税顧問 平成 28 年版 (H28.10) の対応予定についてご連絡いたします。  
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 平成 28 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容
3. 様式の変更
4. システムの対応内容 (予定)
5. 個人番号 (マイナンバー) 対応について
6. サポート終了に伴う繰越処理機能の廃止
7. 財務連動・減価連動について (昨年版から変更なし)

### 1. 発行プログラム

#### 1-1. 発行プログラム

今回発行するプログラムとバージョンアップの対象バージョンは、次のとおりです。

| 製品名         | 発行プログラム | 更新の対象     |
|-------------|---------|-----------|
| InterKX 所得税 | H28.10  | H27.10 以降 |
| 所得税顧問       |         |           |

#### 1-2. リリース日時 (予定)

例年同時期を予定しています。

| 提供方法                                 |             | 提供日                      |
|--------------------------------------|-------------|--------------------------|
| CD 送品 (物流)                           | InterKX 所得税 | 2017 年 1 月 30 日 (月) 送品開始 |
|                                      | 所得税顧問       | 2017 年 1 月 31 日 (火) 送品開始 |
| InterKX インターネットダウンロード (ダウンロードマネージャー) |             | 2017 年 1 月 23 日 (月)      |
| エプソン会計システム「マイページ」                    |             | 2017 年 1 月 23 日 (月)      |

- ・マイページは、保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様が対象です。
- ・所得税顧問スタンドアローン版の期限付きプロダクト ID : 196719-146758-641589-680535

#### 1-3. 所得税 電子申告プログラム (H28.1.e1) について

電子申告システム H28.20 と同時に公開します。(2017 年 1 月 30 日(月)公開予定)

所得税の電子申告を行う場合は、電子申告システムと所得税電子申告プログラムの両方のインストール (バージョンアップ) が必要です。

## 2. 平成 28 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容

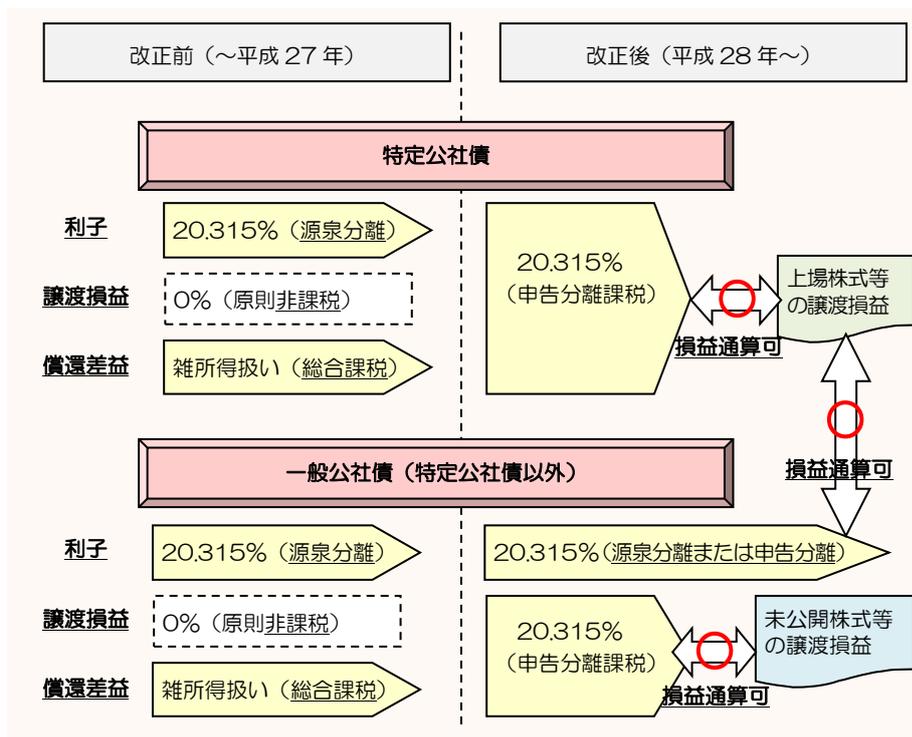
平成 28 年分の所得税から適用される税制改正のうち、主なものは以下のとおりです。

### 2-1. 債券・公社債投信税制の改正（金融所得課税の一体化）

金融所得課税の一体化により、平成 28 年 1 月以降、公社債や公募公社債投信等（以降、「公社債等」）に対する税制上の取扱いが、「上場株式等」と同様の扱いに統一されました。

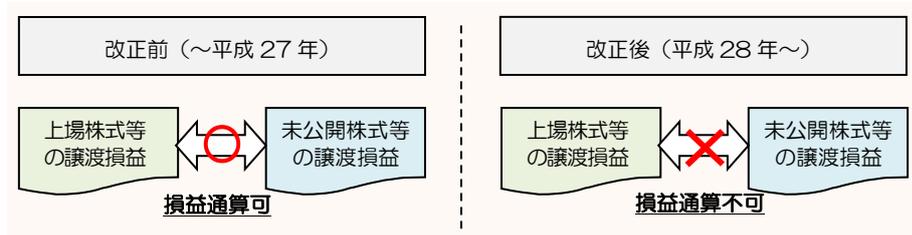
#### (1) 公社債等の課税方法の改正

平成 28 年より、特定公社債（※特定公社債＝国債、地方債、外国国債、外国地方債、上場公社債、公募公社債その他一定の公社債）の利子、および譲渡所得等また、上場株式等の譲渡損益との損益通算、繰越控除も可能となります。



#### (2) 上場株式等と未公開株式の損益通算の廃止

平成 28 年より、「上場株式等の譲渡損益」と「未公開株式（一般株式）の譲渡損益」の損益通算ができなくなりました。



#### ■ システムの対応

本改正による計算の変更に対応します。

また、「確定申告書」や「株式譲渡所得の計算明細書」などに表記される名称が以下のように変更されるため、これに対応します。

- ・ 上場株式等の配当 → 上場株式等の配当等
- ・ 株式等の譲渡（未公開分） → 一般株式等の譲渡
- ・ 株式等の譲渡（上場分） → 上場株式等の譲渡

## 2-2. 相続した空き家を譲渡した場合の特別控除の特例の創設

適切な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることを踏まえ、こうした空き家の発生を抑制する観点から、相続により生じた空家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修または除却を行った上で家屋や土地を売却した場合に「居住用財産の譲渡所得の3000万円特別控除」が適用できるようになりました。

### ■システムの対応

本特例を受ける場合は、当システム対応帳票である「譲渡所得の内訳書（土地・建物用）」に合わせて、新設される「譲渡所得の内訳書（土地・建物用）（第5面）」を作成する必要がありますが、この帳票には対応しません。

## 2-3. 住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設

出産・子育ての不安や負担を軽減することが重要な課題であることを踏まえ、世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、多世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度が創設されました。すでにある「特定増改築等にかかる住宅借入金等特別控除」や「既存住宅の特定改修の場合の特別控除」にこの「多世代同居改修工事等」が追加される形となります。

### 住宅ローンで行った場合（既設の制度との比較）

|          | （既設）バリアフリー・省エネ改修工事                | （創設）多世代同居改修工事                     |
|----------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 適用期間     | 平成20年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合 | 平成28年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合 |
| 控除期間／控除率 | 5年間／2.0%（最大250万円）                 | 5年間／2.0%（最大250万円）                 |
| 最大控除額    | 62.5万円                            | 62.5万円                            |

### 自己資金で行った場合（既設の制度との比較）

|       | （既設）耐震改修工事                        | （既設）バリアフリー改修工事                    | （既設）省エネ改修工事                       | （創設）多世代同居改修工事                     |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 適用期間  | 平成18年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合 | 平成21年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合 | 平成21年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合 | 平成28年4月1日～平成31年6月30日までに居住の用に供した場合 |
| 最大控除額 | 25万円                              | 20万円<br>ただし、太陽光発電設備設置工事を伴う場合は30万円 | 25万円<br>ただし、太陽光発電設備設置工事を伴う場合は30万円 | 25万円                              |

### ■システムの対応

本改正を受けて「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の様式が改定されますのでこれに対応します。

自己資金で行った場合は、別途「住宅多世代同居改修特別税額控除額の計算明細書」の作成が必要になりますが、この帳票の作成には対応しません。

## 2-4. 建物附属設備および構築物等の減価償却方法の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物、並びに鉱業用の建物の減価償却の方法から「定率法」が廃止されました。

### ■システムの対応内容

選択した減価償却資産の種類別に償却方法を制限することは従来から行っていないため、本件についても特に入力規制等の対応は行いません。

## 2-5. 被災代替資産等の特別償却制度の見直しおよび適用期限延長

被災代替資産等の特別償却制度について、償却割合を引き下げる等の見直しが行われた上で、その適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。

|                    | 平成23年3月11日<br>～平成28年3月31日取得分 | 平成28年4月1日<br>～平成31年3月31日取得分           |
|--------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 建物等<br>及び構築物       | 中小企業者：15%/その他の個人：18%         | 中小企業者： <u>10%</u> /その他の個人： <u>12%</u> |
| 機械装置、船舶<br>及び車両運搬具 | 中小企業者：30%/その他の個人：36%         | 中小企業者： <u>20%</u> /その他の個人： <u>24%</u> |

### ■システムの対応内容

償却率の選択肢には、すでに「10%」「12%」「20%」「24%」を含めているため、対応済みとなります。

## 2-6. 給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成28年分の所得税から引き下げられることとされました。

|               | 【改正前】<br>平成25年～平成27年分の所得税 | 【改正後】<br>平成28年分の所得税 |
|---------------|---------------------------|---------------------|
| 上限額が適用される給与収入 | 1,500万円超                  | 1,200万円超            |
| 給与所得控除の上限額    | 245万円                     | 245万円               |

## 3. 様式の変更

システムで対応している様式について、主な変更は次のとおりです。

### 3-1. 確定申告書 第一表～第五表、住宅借入金等の計算明細書

整理番号を記載する項目名が「番号」から「整理番号」に改められました。

「番号」の表記のままだと、本年から記載が必要になる「個人番号」と混同される懸念があったためと思われます。

なお、同様の項目名であった収支内訳書については、項目名の「番号」という言葉を除去する対応がとられました。(青色申告決算書同様に項目名なしとなりました。)

### 3-2. 確定申告書 第一表

個人番号欄が追加になりました。  
本年より、個人番号の記載が必要になります。



### 3-5. 住宅借入金控除の計算書

「住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設」に伴い改定されました。

▼一面

平成 28 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 F A 4 0 2 0

この明細書は、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。この明細書の書き方については、適用の順則を参照してください。

1. 住所及び氏名

2. 新築又は購入した建物の区分

3. 増改築をしたものに係る事項

4. 特定取得に係る事項

5. 家賃や土壌等の取得対価の額

6. 居住用途別の家賃又は土壌等に係る住宅借入金等の取立額

7. 増改築に係る事項

13 特定多世帯同居改修工事等の費用の額 ※3

「多世帯同居改修工事の費用の額」欄が追加されました。

▼付表1

(付表1) 補助金の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

平成 28 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

この明細書は、以下の場合に「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の計算明細書(居住用途別の区分した区分)「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の計算明細書(居住用途別の区分した区分)の作成として作成します。

1. 補助金の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

2. 住宅の新築又は購入に際し補助金の交付を受ける場合

補助金の明細行が1行削減され、3行になりました。

「多世帯同居改修工事の費用の額」の補助金計算欄が追加されました。

なお、帳票画像添付は省略しますが、二面も「多世帯同居改修工事の費用の額」の計算欄追加があります。

### 3-6. 株式等の譲渡所得計算書

確定申告書(第三表、第四表)同様に、未公開分が一般株式等に、上場分が上場株式等の表記にそれぞれ変更されました。

また、一般株式等と上場株式等の損益通算ができなくなったことにより、1面の記載欄が一部変更になりました。

#### ■付表(上場株式の繰越損失用)

利子所得についても記載の対象になったことから、「配当」の記載が「配当等」になるなど、全体的に利子所得も考慮した表現に変更されました。

### 3-7. 譲渡所得の内訳書(土地・建物用)

以下2点の変更が行われました。

- ・1面に「5面使用有無」の記載欄が追加されました。
- ・2面の「利用状況」欄に自己の居住の用に供した年月を記載する欄が追加されました。

### 3-8. 財産債務調査書(及び同合計表)、次葉

個人番号欄が追加になりました。

また、新たに「特定有価証券」の区分が追加されました。

## 4. システムの対応内容（予定）

上記改正および改正に伴う様式の変更に対応いたします。

入力周りは、「金融所得課税の一体化（2-1）」の対応により、「所得の内訳書」での利子所得の入力や特定口座の入力に変更があります。

詳細な対応内容は、リリースインフォメーションにてご案内いたします。

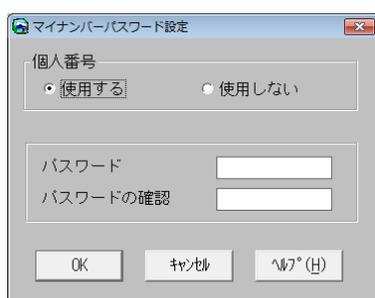
## 5. 個人番号（マイナンバー）対応について

確定申告書に個人番号の記載が必要になるのは本年（平成 28 年分）からですが、更正の請求書については昨年（平成 27 年分）から必要になっており、システムでは平成 27 年版（昨年リリースバージョン）で個人番号関係は対応済みです。

平成 27 年版と異なる点は以下の 2 点となります。

### 5-1. マイナンバーパスワードの設定手順（平成 27 年版との差異）

平成 28 年版では、初回データ選択時、自動的に「マイナンバーパスワード設定」画面に遷移します。



#### 【参考：平成 27 年版の動作】

「申告年分：平成 27 年分」の場合、データ選択時に左の画面は表示されません。

マイナンバーパスワードを設定する場合は、メニューバーの[ファイル] → [マイナンバーパスワード設定] により行っていただくこととしていました。

なお、「申告年分：平成 28 年分」（＝繰越処理後のデータ）を操作する場合は、平成 28 年版同様にデータ選択時に左の画面が表示されていました。

※マイナンバーパスワードの設定は、「個人データ」ごとに必要です。

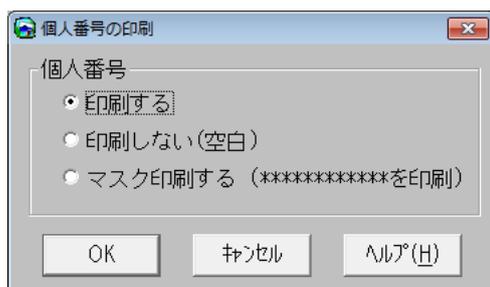
なお、平成 27 年版ですでにマイナンバーパスワードを設定済みのデータを「前年データ取り込み」後に平成 28 年版でデータ選択した場合は、改めて上記画面が表示されることはありません。

### 5-2. 確定申告書等の印刷（平成 27 年版との差異）

マイナンバーパスワードが設定された状態で「確定申告書」など、個人番号欄がある帳票の印刷を行うと、「個人番号の印刷」画面が表示されます。

#### 個人番号欄がある帳票

- ・ 確定申告書（一表・二表）
- ・ 住宅借入金控除の計算明細書
- ・ 更正の請求書



#### 【参考：平成 27 年版の動作】

平成 27 年版で取り扱う帳票では、個人番号欄があるのは「更正の請求書」のみであったため、「更正の請求書」の印刷時のみ左の画面が表示されていました。

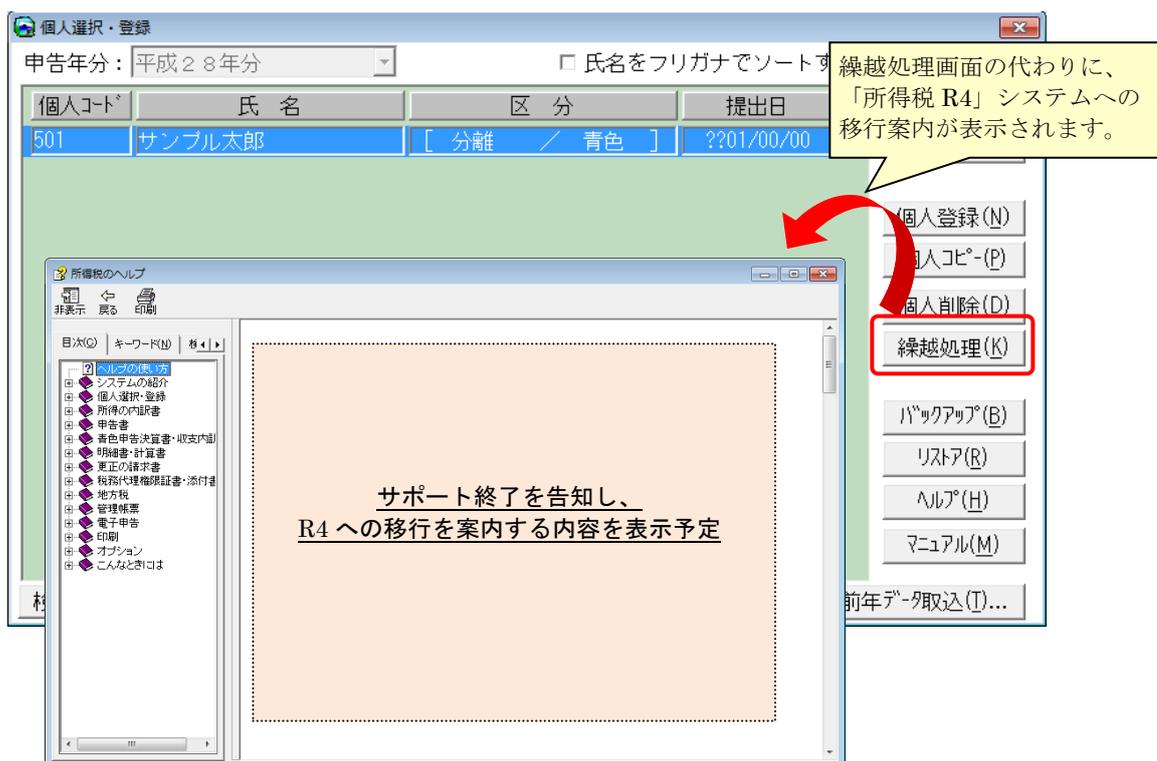
## 6. サポート終了に伴う繰越処理機能の廃止

旧製品（InterKX/応援シリーズ）所得税システムについては、本年（平成 28 年版）の提供が最終となり、来年以降は所得税 R4 のみで改版プログラムの提供を行ってまいります。

サポート終了に伴う対応として、本バージョンでは「繰越処理」機能を廃止し、R4 に移行していないお客様に対し、R4 への移行を促す対応を行います。

※「繰越処理」は、翌年プログラムにデータを移行するための機能であり、本バージョンが最終リリースとなることから、必要な機能ではなくなります。

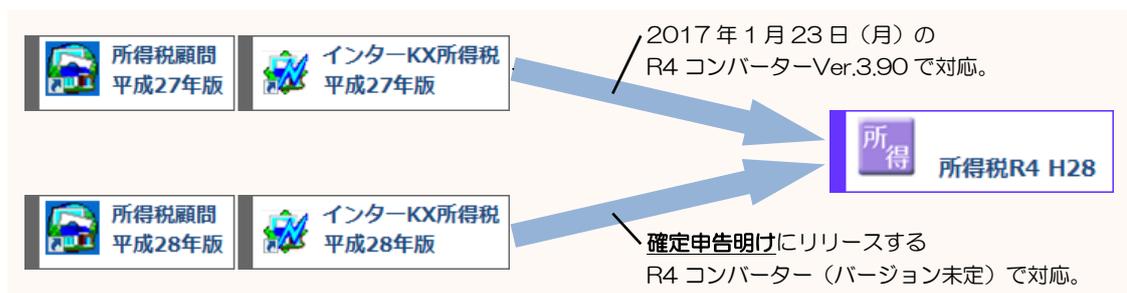
例年通り繰越処理を行えることで、来年（平成 29 年版）の提供もあるとの勘違いが生まれ、繁忙期に移行処理が集中する可能性があることから、「繰越処理」ボタンを押したときに、**来年以降は所得税 R4 でのみ改版プログラムを提供する**旨を記載した案内表示を行うこととしました。



### ■R4 へのコンバート

旧製品からのコンバートは、「H27.1→16.1」、「H28.1→16.1」を段階的リリースとなります。

| 旧製品（コンバート元データ）   |                |    | 所得税 R4 平成 28 年 (Ver.16.1) |
|------------------|----------------|----|---------------------------|
| 平成 27 年版 (H27.1) | 当年分 (H27 年分)   | →× | コンバート対象外                  |
|                  | 繰越処理後 (H28 年分) | →○ | 2017 年 1 月 23 日 (月) 予定    |
| 平成 28 年版 (H28.1) | 当年分 (H28 年分)   | →○ | 2017 年春 (確定申告後) 予定        |



## 7. 財務連動・減価連動について（昨年版から変更なし）

連動できる財務システム、および減価システムのバージョンは以下のとおりです。

|        | 連動対象システムとそのバージョン                                      | 左のうち、200%定率法の計算に対応しているバージョン                           |
|--------|---|---|
| 財務連動   | InterKX 財務会計 Ver.3.5 以降<br>財務応援 Super/Lite Ver.7.5 以降 | InterKX 財務会計 Ver.4.5 以降<br>財務応援 Super/Lite Ver.8.5 以降 |
| 減価償却連動 | InterKX 減価償却 Ver.8.1 以降<br>減価償却応援 Ver.8.1 以降          | InterKX 減価償却 Ver.14.0 以降<br>減価償却応援 Ver. 14.0 以降       |

なお、200%定率法に対応していないバージョンからの連動取込について、定率法を選択している資産は「250%定率」として取り込みを行います。（昨年以前から同様）

以上